

みらい1分ニュースレター

2009/8/31 第9号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

今回は外資系企業への形態転換のポイントをご確認ください。形態転換にかかる手続き、コストをより軽減し、スムーズな移行を後押しする施策となっています。



テーマ

来料加工のみを行っている工場から法人資格を有する
外資系企業への形態転換について (2/2)

←ポイント

政府通達:

「来料加工企業が同一の場所で生産を停止せずに形態転換するための操作指南」

✓施行日: 2008年8月6日

✓公布部門: 広東省の対外貿易経済合作庁、外貨管理局、税務局等(11部門)

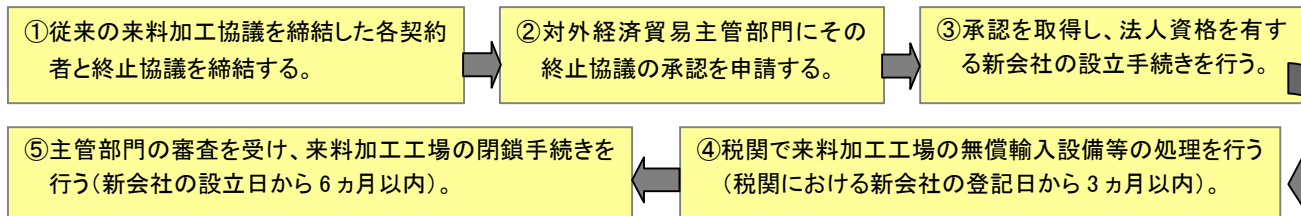
⇒影響効果: 製品の生産を停止させることなく、
法人形態が変更できる。

来料加工の説明については、
前回(8/24)をご参考ください。

←解説

◆「政府通達の5つの主要内容」

- (1)適用地域: 広州、深セン、東莞等の華南地域。
- (2)適用対象: 来料加工のみを行っている工場(法人資格を有していない場合)。
- (3)特徴: ①同一の場所で、②生産を停止せずに、③「法人資格を有する外資系企業」へ形態を変更する。
- (4)基本手順:



(5)その他留意点:

- ① 6ヶ月以内に全ての手続を完了すること。
- ② 法人形態の変更中には「来料加工工場(手続き中)」と「新会社」の二法人が同時に存在することが認められる。
- ③ 環境保護、消防等に関する許認可や生産能力証明等の資格については、変更前後の経営範囲、生産規模、工場、建物等に変更がない場合、新会社がそれらを引き継いで利用することができる。
- ④ 来料加工工場の設備等については、現物出資として新会社へ出資することができる。
- ⑤ 無償輸入設備および保税原材料等は新会社へ移転することができる。また、その輸入設備に対する税関の監督管理期間については、来料加工工場から引き継いで計算することができる。

執筆: 莫 健潔(ばく けんけつ)

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

